

沿岸広域振興局長告示第60号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年5月19日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370300477	医療法人 勝久会	リハビリ機能強化型デイサービスセンター「あるける」	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	平成27年5月31日